

会 則

1. この会は、科学教育研究協議会という。
2. この会は、設立趣旨に基づき、正しい理科教育の確立・発展に努めることを目的とする。
3. この会は、第2条の目的を達成するために研究発表会、共同研究、調査、会誌の発行、講演会、講座の開設、他の研究団体との協力その他必要な活動を行う。
4. この会は、理科教育に関心をもち、設立趣旨と会則に賛成して、所定の会費を納める者を会員とする。
5. 会員は、研究会その他の活動に加わり、会誌紙の配布をうけ、総会での決議権をもつ。
6. この会の最高決議機関は、総会である。総会は委員長が招集し、年1回開かれる。ただし、必要に応じて臨時の総会を開くことができる。
7. 委員長、副委員長は委員の互選で選ばれる。委員長はこの会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。
8. この会は、会員の直接無記名投票によって選ばれた20名の委員よりなる委員会をおく。
委員の任期は2年とし、その選出方法は別に定める。
9. 委員会は、会の重要な問題を討議し、会の事務運営にあたる。
10. 委員会に事務局、編集部をおき、委員会の業務をおこなう。
それぞれの責任者は委員の互選により、部員は委員会が委嘱する。
11. 委員会は年1回以上全国代表者会議を開き、会の運営その他についての意見を聞かなければならない。
全国代表者会議は、支部とブロックの代表者で構成する。
12. この会に会計監査2名をおく。
会計監査の任期は2年とし、その選出方法は別に定める。
13. この会は、第2条の目的を達成するために、顧問ならびに評議員をおくことができる。
その選出方法は別に定める。
14. 会員の希望に応じて支部を設けることができる。またいくつかの支部が集まってブロック協議会を設けることができる。
15. この会の経費は、会費、事業収入、寄付金その他でまかなう。
16. 会費は年額4000円とする。
17. この会則の変更は、総会の決議を必要とする。